

第1 個人住民税の現年課税化 についての検討

第1 個人住民税の現年課税化についての検討

1 個人住民税の現年課税化に係る議論の背景

(1) これまでの経緯

個人所得課税において、給与等は原則として、所得税（国税）は、所得の発生した年に課税・納税が行われるいわゆる「現年課税」であるのに対し、個人住民税（地方税）は前年の所得を基準として翌年度に課税する「翌年度課税」となっている。

この個人住民税の仕組みは、課税団体を明確化しつつ、納税義務者や企業、地方団体の事務負担に配慮したものであるが、定年退職等により前年に比べて収入が大きく減少した者にとっては負担感が重くなるなどの課題が指摘されてきたところである。

この課題に対し、個人住民税の現年課税化については、古くは「長期税制のあり方についての答申」（昭和43年7月政府税制調査会）において「住民税は、前年の所得を基礎として課税するいわゆる前年所得課税のたてまえをとっている。所得発生時点と税の徴収時点との間の時間的間隔をできるだけ少なくすることにより、所得の発生に応じた税負担を求めることとするためには現年所得課税とすることが望ましいと考えられるので、この方法を採用する場合における源泉徴収義務者の徴収事務、給与所得以外の者に係る申告手続等の諸問題について、引き続き検討することが適当である。」とされている。

近年においても、政府税制調査会が平成17年6月にまとめた「個人所得課税に関する論点整理」の中で、「個人住民税は、納税の事務負担に配慮して、前年の所得を基礎として課税するいわゆる前年所得課税の仕組みを採っているが、本来、所得課税においては、所得発生時点と税負担時点をできるだけ近づけることが望ましい。近年の、IT化の進展、雇用形態の多様化等、社会経済情勢の変化を踏まえ、納税者等の事務負担に留意しつつ、現年課税の可能性について検討すべきである。」とされており、本年度の政府税制調査会においても、第24回総会（平成27年10月23日）等において、個人住民税の現年課税化について議論が出たところである。

なお、平成24年8月に成立した「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律」（以下「税

制抜本改革法」という。)においては、「個人住民税の所得割における所得の発生時期と課税年度の関係の在り方については、番号制度の導入の際に、納税義務者、特別徴収義務者及び地方公共団体の事務負担を踏まえつつ、検討する。」(第7条第2号ニ(3))とされ、引き続き検討を行うべき課題として位置づけられている。

また、個人住民税の現年課税化については、これまで関係団体から様々な意見が寄せられている。

東京地方税理士会(神奈川県と山梨県の税理士会)からは、「平成27年度税制改正に関する意見書(平成26年3月)」の中で、「源泉徴収・年末調整を行う必要があることから、給与の支払者の事務負担が増大するという問題や、現年課税への経過年度の取扱いに検討の余地はあるが、将来の現年課税制度導入のための具体的検討を進めることが望ましい。」という意見が、また、日本商工会議所からは、「平成28年度税制改正に関する意見(平成27年9月16日)」の中で、「個人住民税の現年課税化が検討されているが、事業者に対し、所得税に加え、個人住民税についても、源泉徴収事務や年末調整事務を課すことが必要となる。現状以上の納税事務負担の増加を強いる個人住民税の現年課税化には反対である。」といった意見が、さらに、全国町村会からは、「平成27年度政府予算編成及び施策に関する要望(平成26年7月3日)」の中で、「個人住民税の現年課税化については、町村や事業主の事務負担が増加することなどから、慎重に検討すること。」といった意見が寄せられている。

このように、個人住民税の現年課税化については古くから議論されてきている問題であり、過去の個人住民税検討会においても、平成18年度から平成26年度までの検討会において、個人住民税所得割の現年課税化の導入について議論を行ってきた。

その際、税の徴収という極めて実務的な問題であり、抽象的・理念的な検討では課題等がはっきりしないと考えられることから、個人住民税の現年課税化を行うとした場合に考えられる具体的な方式案(①所得税方式、②市町村精算方式)に基づいて実際に個人住民税の現年課税を行った場合を想定して、それぞれ実務上発生するとみられる負担とその対応策について検討を行ってきた。

昨年度の議論では、個人住民税の現年課税化を行った場合、特別徴収義務者においてより大きな事務負担が生じるとされている所得税方式についての課題について、実務的な観点から議論を行い、以下の論点(ア～エ)を整理した。

【特別徴収義務者に発生する事務（所得税方式）】

- ア 1月1日現在の住所地把握
- イ 源泉徴収する住民税額の算定・徴収
- ウ 年末調整
- エ 各市町村への納入

【(参考)市町村に発生する事務（市町村精算方式）】

源泉徴収税額と確定税額との差額について、納税義務者に追徴又は還付

また、昨年度の個人住民税検討会においては、「今後の課題」として、平成28年1月からのマイナンバー利用開始を控え、

- ・民間にマイナンバーの利用が開放されることとなれば、例えば、特別徴収義務者がマイナンバーを利用して従業員の1月1日の住所地を現在よりも正確かつ迅速に把握することができるようになる。
- ・特別徴収義務者がマイナンバーを利用できる環境が整備されれば、現年課税に係る事務負担が軽減される可能性がある論点も見込まれる。
- ・マイナンバー活用に必要となるシステムのあり方やその導入コストの分担も検討する必要がある。

ことから、今後、マイナンバー制度の導入状況やマイナポータルの議論の進捗状況を踏まえつつ、引き続き検討を進めていくことが必要とした。

(2) 本年度の個人住民税検討会における検討

本年度の検討会では、昨年度までに行った検討結果を踏まえつつ、マイナンバー利用開始後の企業や市区町村に発生する事務負担がどうなるか、といった点を含め、実務的な観点から議論を行った。本報告書は、その検討内容をとりまとめたものである。

なお、本検討会において、「現年課税」とは「ある所得発生年分の税負担について、時間的間隔を置かず、その年分の所得を基に決定すること」という意味で使用することとする。このほか、地方税においては、「地方税の徴収について便宜を有する者にこれを徴収させ、且つ、その徴収すべき税金を納入させること」を「特別徴収」と定義している（地方税法（昭和25年法律第226号）第1条第1項第9号）ところであるが、個人住民税に現年課税を導入し、その源泉徴収を行うことについては、現行の個人住民税における特別徴収と区別す

るため、「源泉徴収」という用語を用いることとする。ただし、源泉徴収を行う義務を負う者は、特別徴収を行う義務を負う者と同一であることから、引き続き「特別徴収義務者」という用語を用いることとする。

2 マイナンバー導入と現年課税化

(1) マイナンバー導入に伴う事務の変化

平成28年1月からマイナンバーの利用が始まり、地方税分野においてもその活用が期待されているところである。

また、前述のとおり、税制抜本改革法において、「個人住民税の所得割における所得の発生時期と課税年度の関係の在り方については、番号制度の導入の際に、納税義務者、特別徴収義務者及び地方公共団体の事務負担を踏まえつつ、検討する。」と規定されていることも踏まえ、本検討会では、マイナンバーの利用開始を契機とした、特別徴収義務者や市区町村に発生する事務負担について検討した。

また、昨年度の報告書でも触れられているように、マイナンバーは現行では行政機関等のみが利用事務実施者として法令で規定された利用事務に利用できることとされているが、民間にマイナンバーの利用が開放されることとなれば、例えば、特別徴収義務者がマイナンバーを利用して従業員の1月1日の住所地を現在よりも正確かつ迅速に把握することができるようになることも考えられる。そうなれば、従業員から毎月徴収した住民税額の誤納入の問題については、一定の前進が見込まれることとなる。

(2) マイナンバー導入自体から生じる事務負担

マイナンバー導入に伴い、特別徴収義務者に発生する事務負担としては以下のようなものが考えられる。

【マイナンバー利用開始前】

- ・ マイナンバーを管理するためのシステムの導入、設備の改修など
- ・ 社内への周知徹底、業務フローの見直し、マイナンバー管理者向けの研修の実施

【マイナンバー利用開始後】

- ・ 従業員やその家族のマイナンバーの取得

- ・従業員等のマイナンバー管理、提出書類への従業員等のマイナンバー記載（具体例）
 - ・マイナンバーを付した書類の作成にあたっては、物理的安全措置を講じることが必要となる。また、従業員の異動届などを発送する際、その方法によっては、追加の費用負担が発生する。
 - ・住民税の「特別徴収の決定・変更通知書」が平成29年5月以降、マイナンバー付きで送付されてくる。市区町村ごとに送られてくるものの受取の負担に加え、マイナンバーが付番されているため、管理のための負担も増大する。

次に、市区町村がマイナンバー利用開始前に行うべき準備等としては以下のようものが考えられる。

- ・マイナンバーを利用・管理するためのシステム改修、セキュリティ対策
- ・各手続におけるマイナンバー（個人番号）・法人番号の利用に係る所要の条例・規則等の改正
- ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（平成26年内閣府・総務省令第3号）に規定する「個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの」等についての告示等
- ・マイナンバーの利用等に関する広報

（3）マイナンバー時代における個人住民税の現年課税化の課題

マイナンバー時代には、確定申告書や住民税申告書の情報、給与支払報告書等の関係資料の記載内容、市町村の有する住民情報等を、番号をキーとして名寄せや突合を行うことができ、納税義務者の所得情報をよりの確かつ効率的に把握することが可能となるといった役割が期待される一方で、マイナンバー時代においても個人住民税を現年課税化（所得税方式、市町村精算方式）した場合に生じると考えられる課題について、以下のような意見が出された。

なお、個人住民税の現年課税化を行う場合、所得税方式、市町村精算方式のいずれの方式を採る場合においても、特別徴収義務者の利便性を考慮し、所得控除等の控除額を所得税と統一することで、所得税、個人住民税の課税標準に適用する税率のみが異なる形にすることが望ましいという意見があった。

【所得税方式の場合】

企業等における年末調整で精算されるため、住民税申告を行う者や所得税の源泉徴収票が税務署に提出される者以外の所得情報や扶養情報については、市区町村に提出する仕組みを設けない場合には、市区町村において管理しないことになる。

- 市区町村において、社会福祉部門への情報連携の際、所得情報等の提供ができなくなってしまう。
- 市区町村において、重複扶養や被扶養者の所得超過等の情報把握ができなくなってしまう。

【市町村精算方式の場合】

従業員の所在する市区町村ごとに給与支払報告書等による報告が必要となるため、特別徴収義務者、市区町村の双方において、現状と同様の対応が必要な上に、市区町村において精算業務が発生し、事務負担が増加する。

また、マイナンバー導入との関係については、昨年度とりまとめた課題（ア～ウ）に対して、下記のような意見があった。

ア 1月1日現在の住所地把握

- ・短期間のパート、アルバイトはマイナンバーの提出をためらうことも考えられ、その取得をすることも相当の事務負担になる。
- ・マイナンバーを取得しても企業の側において1月1日時点の住所地把握はできず、事務負担の軽減とはならない。

イ 源泉徴収する住民税額の算定・徴収

- ・手作業、システム導入のどちらにおいてもマイナンバーを記載するための事務負担は増加する。

ウ 年末調整

- ・仮に、市区町村ごとに年末調整に必要な書類のマイナンバー記入箇所が異なる場合、企業側はマイナンバー記入の負担がさらに増大することとなる。
- ・給与以外の所得については、企業側は、それらの所得を把握する立場になり、マイナンバーを利用することもできないため把握することができない。

こうした意見も踏まえつつ、今後、マイナンバーの定着が進むとともに、近年急速に進展している地方税における電子化（給与支払報告書、特別徴収税額通知等）による事務の一層の省力化が期待される中で、これらの課題（ア～ウ）

について、どのような解決策が考えられるか、納税実務の実情把握や関係者間での議論を引き続き進めていく必要がある。

なお、「エ 各市町村への納入」については、(4)でも後述するが、仮に、一ヶ所の納税先に一括して納入できれば、マイナンバーによって市区町村側が1月1日時点の住所地を把握して、各団体向けの納入金額を受け取る仕組みとすることで、事務負担を軽減することができるのではないか、という意見が出された。

(4) 考え得る方策についての委員からの提言

(3)で述べたような課題を解決するための方策として以下のような提案があった。

- ・特別徴収義務者からの納税者情報を一括して受け付け、マイナンバーをキーに1月1日現在の居住市区町村への割振り・送付を行うシステムを構築するとともに、システムを所管する組織に源泉徴収事務の総合サポートセンターとしての法的役割を付与する。(これにより、特別徴収義務者においては、市区町村ごとに源泉徴収税額を振り分けて納入する必要がなくなる。)

→ 所得税方式の場合、所得税と同様に一定金額以下の給与収入の者について源泉徴収票の提出を不要とすると、市区町村の税務当局は、社会福祉部門等への情報提供ができなくなるため、年末調整済の年間税額やその算出根拠、住基ネットの基本4情報(氏名・住所・生年月日・性別)、被扶養者のマイナンバーなどの情報を特別徴収義務者から提出してもらう制度を設けて、それらの情報を収集することとする必要がある。

なお、その情報収集の仕組みによっては、社会福祉部門等の各種制度において、従来の所得情報から年間税額に基準を変更するなど情報連携の内容を変更する必要が生じることも考えられる。

→ 市町村精算方式の場合、従前と同様な給与支払報告書を上記のシステムによって提出する仕組みとすることが考えられる。

- ・これらの方策を講じる際には電子化が前提となるため、小規模な特別徴収義務者に対しては、電子化の普及状況等を勘案し、報告内容についてできる限り簡略化するとともに、報告データ作成のためのツールについては、Web上、フリーソフト、民間商品等を活用できるようにすることも必要になるのではないかと考えられる。

3 今後の課題

(1) 特別徴収義務者におけるマイナンバー導入による事務負担の変化

現行の個人住民税に係る特別徴収においても、市区町村ごとに書類が届く時期が異なるため、各市区町村の書類が到着しているかどうかのチェック作業の負担が大きいなど、企業担当者からは現行の特別徴収事務が非常に大きな負担となっているとの声が上がっており、これに加え、現年課税化が実現した場合には、短期間のパート・アルバイトが多い業種や労働者の入れ替わりが多い事業者は1月1日時点の住所地を確認するだけでも、事務負担が大きくなるとの意見があった。

マイナンバーの利用が始まったとしても、自治体側の所得の紐付け作業は簡素化されるかもしれないが、企業側においては、マイナンバーの記入、管理など、むしろ総じて事務負担の増加が想定される、との意見も出された。

(2) 切替年度に関する論点

本年度の検討会では、個人住民税の現年課税化を行う場合の切替年度の税負担のあり方についても検討が行われた。

この点に関しては、切替前後2ヶ年度分のうち、いずれかの年度分（例えば、税額の高い年度分）を徴収すればよいという考え方や、所得課税の公平確保のためには2ヶ年度分とも徴収すべきという考え方などが従来から存在し、これまでのところ、この点について十分に検討・整理が深められている状況にはない。

このうち、前者のような取扱いを検討する場合においても、切替に係るある年度について、給与所得以外の所得（事業所得、不動産所得、雑所得等）を引き続き課税対象にしつつ、給与所得のみを当該年度だけ非課税にすることは、同一年における所得間や納税者間の課税の公平性を担保できず、採用しがたいものと考えられる。また、全ての種類の所得を通じてどちらかの年度分を徴収しないこととするについては、世代間の損得や所得課税の公平の観点からの慎重な検討が必要と考えられる、との意見があった。

今後、切替年度の取扱いについて検討する際には、ある年度に2ヶ年度分を納税してもらうことが納税者に受け入れられるか、という論点や、全ての種類

の所得について個人住民税を課税しない年度を設ける場合に予想される様々な論点（世代間の公平性、資産性所得などの年度間変動が大きい所得の取扱い、分離課税との関係、福祉施策等に必要となる所得把握の方策、統計データが不連続となる年度の発生など）について、慎重な検討が必要と考えられる。

（3）まとめ

本年度の検討会においては、所得税方式を基にして、マイナンバー利用開始後の企業と市区町村に発生する事務負担や、負担軽減策も含めた現年課税化のあり方を中心に実務的な観点から議論を行った。また、切替年度の取扱いについても議論が行われた。

今後さらに議論を深めていくに当たっては、本検討会で洗い出された課題について、特別徴収義務者、地方団体及び納税義務者の理解が得られる案とすることができるといふ観点から、十分に検討していくことが必要である。

特別徴収義務者に生じると懸念されている現年課税化に伴う事務負担の問題については、マイナンバーの活用によって改善や解決が期待できるものばかりではないこと、また、マイナンバーの導入は、特に導入初期段階においては、企業の実務負担を伴うものであることが、本年度の検討会を通じて確認されたが、今後、特別徴収義務者がマイナンバーを利用して必要な情報を入手できるような仕組みが整備されれば、現年課税に係る事務負担が軽減される可能性がある論点も見込まれる。その場合においても、必要なシステムのあり方やコストについて検討する必要があることから、今後のマイナンバー制度の運用状況やマイナポータルの進捗状況等を踏まえつつ、引き続き検討を進めていくことが必要である。